



鳥取県公報

平成15年3月20日(木)
号外第24号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則(4)(市町村振興課)..... 2
	鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則(5)(長寿社会課)..... 3
	鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則(6)(医務薬事課)..... 5
	鳥取県収入証紙規則及び県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則(7)(審査課)..... 5

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

- 1 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第2条関係)
- 2 この規則は、平成15年6月1日から施行することとした。

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

- 1 鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正

岩井長者寮の使用料に係る経済的事情による区分のうち、D階層又は22階層に該当する要件となる対象収入額を4,120,081円以上(現行 4,172,881円以上)に、21階層に該当する要件となる対象収入額を4,120,080円以下(現行 4,172,880円以下)に引き下げるとともに、C10階層及びD階層並びに20階層から22階層までの使用料の額を2,000円引き下げることとした。(附則別表、別表関係)
- 2 鳥取県立福原荘管理規則の一部改正

福原荘について1と同様の措置を講ずることとした。(附則別表、別表関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
 - (1) この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、3は、平成15年4月1日から施行することとした。
 - (2) 1及び2は、平成14年4月1日から適用することとした。

鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

- 1 看護学科のうち第1看護学科の総定員及び学年定員を次のとおりとすることとした。(第2条関係)

	改正後	改正前
総 定 員	75人	60人
学 年 定 員	25人	20人

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県収入証紙規則及び県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則

1 次に掲げる規則について、鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園の廃止に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

(1) 鳥取県収入証紙規則

(2) 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

規 則

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第4号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年鳥取県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(市町村等が処理する事務の範囲) 第2条 条例別表1の4の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則(昭和62年鳥取県規則第56号)に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。 (1)~(6) 略 2~8 略	(市町村等が処理する事務の範囲) 第2条 条例別表1の3の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則(昭和62年鳥取県規則第56号)に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。 (1)~(6) 略 2~8 略

附 則

この規則は、平成15年6月1日から施行する。

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第5号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第1条 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和39年鳥取県規則第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
(使用料の額) 第6条の2 条例第9条の規則で定める使用料の額は、別表のとおりとする。				(使用料の額) 第6条の2 条例第5条の規則で定める使用料の額は、別表のとおりとする。			
(使用料の減免) 第9条 条例第11条の規定による使用料の減免は、次に掲げる場合に限り行うことができる。				(使用料の減免) 第9条 条例第7条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる場合に限り行うことができる。			
(1)~(3) 略				(1)~(3) 略			
附則別表				附則別表			
区 分		金額(1人月額)		区 分		金額(1人月額)	
		大居室	小居室			大居室	小居室
略				略			
C10階層	59,801円以上の所得税を納付することを要する者	161,570円	160,570円	C10階層	59,801円以上の所得税を納付することを要する者	163,570円	162,570円
D階層	対象収入額が4,120,081円以上である者	162,130円	161,130円	D階層	対象収入額が4,172,881円以上である者	164,130円	163,130円
備考 略				備考 略			
別表(第6条の2関係)				別表(第6条の2関係)			
区 分		金額(1人月額)		区 分		金額(1人月額)	
		大居室	小居室			大居室	小居室
略				略			
20階層	対象収入額が3,300,001円以上3,400,000円以下であるとき	161,570円	160,570円	20階層	対象収入額が3,300,001円以上3,400,000円以下であるとき	163,570円	162,570円
21階層	対象収入額が3,400,001円以上4,120,080円以下であるとき	161,570円	160,570円	21階層	対象収入額が3,400,001円以上4,172,880円以下であるとき	163,570円	162,570円

22 階 層	対 象 収 入 額 が 4,120,081円以上で あるとき	162,130円	161,130円	22 階 層	対 象 収 入 額 が 4,172,881円以上で あるとき	164,130円	163,130円
備考 略				備考 略			

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第2条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和57年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
<p>(使用料の額)</p> <p>第5条 条例第9条の規則で定める使用料の額は、別表のとおりとする。ただし、月の中途において入所し、又は退所した場合のその月の使用料の額は、同表に掲げる額を基礎として日割により計算した額とする。</p>				<p>(使用料の額)</p> <p>第5条 条例第5条の規則で定める使用料の額は、別表のとおりとする。ただし、月の中途において入所し、又は退所した場合のその月の使用料の額は、同表に掲げる額を基礎として日割により計算した額とする。</p>			
<p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第11条の規定による使用料の減免は、次に掲げる場合に限り行うことができる。</p> <p>(1)~(3) 略</p>				<p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第7条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる場合に限り行うことができる。</p> <p>(1)~(3) 略</p>			
附則別表				附則別表			
区 分		金額(1人月額)		区 分		金額(1人月額)	
		大居室	小居室			大居室	小居室
略				略			
C10階層	59,801円以下の所得税を納付することを要する者	161,570円	160,570円	C10階層	59,801円以下の所得税を納付することを要する者	163,570円	162,570円
D階層	対 象 収 入 額 が 4,120,081円以上で ある者	161,900円	160,900円	D階層	対 象 収 入 額 が 4,172,881円以上で ある者	163,900円	162,900円
備考 略				備考 略			
別表(第5条関係)				別表(第5条関係)			
区 分		金額(1人月額)		区 分		金額(1人月額)	
		大居室	小居室			大居室	小居室
略				略			
20階層	対 象 収 入 額 が 3,300,001円以上 3,400,000円以下で あるとき	161,570円	160,570円	20階層	対 象 収 入 額 が 3,300,001円以上 3,400,000円以下で あるとき	163,570円	162,570円
21階層	対 象 収 入 額 が 3,400,001円以上 4,120,080円以下で あるとき	161,570円	160,570円	21階層	対 象 収 入 額 が 3,400,001円以上 4,172,880円以下で あるとき	163,570円	162,570円
22階層	対 象 収 入 額 が 4,120,081円以上で あるとき	161,900円	160,900円	22階層	対 象 収 入 額 が 4,172,881円以上で あるとき	163,900円	162,900円

備考 略

備考 略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中鳥取県立岩井長者寮管理規則第6条の2及び第9条の改正並びに第2条中鳥取県立福原荘管理規則第5条及び第7条の改正は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鳥取県立岩井長者寮管理規則附則別表及び別表の規定並びに第2条の規定による改正後の鳥取県立福原荘管理規則附則別表及び別表の規定は、平成14年4月1日から適用する。

鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第6号

鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則（昭和52年鳥取県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前						
第2条 学校の課程、学科、定員及び修業年限は、次のとおりとする。					第2条 学校の課程、学科、定員及び修業年限は、次のとおりとする。						
課程	学科		定員		修業 年限	課程	学科		定員		修業 年限
			総定員	学年定員					総定員	学年定員	
専門 課程	看護学科	第1看護学科	75人	25人	3年	専門 課程	看護学科	第1看護学科	60人	20人	3年
	略						略				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県収入証紙規則及び県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第7号

鳥取県収入証紙規則及び県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則

（鳥取県収入証紙規則の一部改正）

第1条 鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第2条、第7条、第8条、第13条関係） 1 使用料及び手数料 (1)~(25) 略 (26) 鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）第2条第1項の規定に基づく手数料（県立高等学校の入学料及び入学選 hands 手数料に限る。） (27)及び(28) 略 2 略	別表第1（第2条、第7条、第8条、第13条関係） 1 使用料及び手数料 (1)~(25) 略 (26) 鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）第2条の規定に基づく手数料（ <u>県立高等学校の入学料、県立幼稚園の入園料及び県立高等学校の入学選 hands 手数料</u> に限る。） (27)及び(28) 略 2 略

（県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部改正）

第2条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則（昭和52年鳥取県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																						
（目的） 第1条 この規則は、鳥取県立学校（以下「 <u>県立学校</u> 」という。）の授業料、入学料及び入学選 hands 手数料（以下「 <u>授業料等</u> 」という。）並びに鳥取県営社会体育施設、鳥取県立博物館、鳥取県立青少年社会教育施設、鳥取県立生涯学習センター及び鳥取県立倉吉体育文化会館（以下「 <u>県営社会体育施設等</u> 」という。）の使用料の減免に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （授業料等及び使用料の減免） 第2条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。 <table border="1" data-bbox="231 1637 790 1883"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>授業料等又は使用料</th> <th>減 免 事 由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県立学校</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入学料及び入学選 hands 手数料</td> <td>火災、風水害等の非常災害により入学料及び入学選 hands 手数料の支弁が困難であると認められるとき。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	授業料等又は使用料	減 免 事 由	県立学校	略		入学料及び入学選 hands 手数料	火災、風水害等の非常災害により入学料及び入学選 hands 手数料の支弁が困難であると認められるとき。	略			（目的） 第1条 この規則は、鳥取県立学校（以下「 <u>県立学校</u> 」という。）の授業料、入学料及び <u>入園料並びに</u> 入学選 hands 手数料（以下「 <u>授業料等</u> 」という。）並びに鳥取県営社会体育施設、鳥取県立博物館、鳥取県立青少年社会教育施設、鳥取県立生涯学習センター及び鳥取県立倉吉体育文化会館（以下「 <u>県営社会体育施設等</u> 」という。）の使用料の減免に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （授業料等及び使用料の減免） 第2条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。 <table border="1" data-bbox="831 1637 1390 1883"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>授業料等又は使用料</th> <th>減 免 事 由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県立学校</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入学料及び<u>入園料並びに</u>入学選 hands 手数料</td> <td>火災、風水害等の非常災害により<u>入学料及び入園料並びに</u>入学選 hands 手数料の支弁が困難であると認められるとき。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	授業料等又は使用料	減 免 事 由	県立学校	略		入学料及び <u>入園料並びに</u> 入学選 hands 手数料	火災、風水害等の非常災害により <u>入学料及び入園料並びに</u> 入学選 hands 手数料の支弁が困難であると認められるとき。	略		
区 分	授業料等又は使用料	減 免 事 由																					
県立学校	略																						
	入学料及び入学選 hands 手数料	火災、風水害等の非常災害により入学料及び入学選 hands 手数料の支弁が困難であると認められるとき。																					
略																							
区 分	授業料等又は使用料	減 免 事 由																					
県立学校	略																						
	入学料及び <u>入園料並びに</u> 入学選 hands 手数料	火災、風水害等の非常災害により <u>入学料及び入園料並びに</u> 入学選 hands 手数料の支弁が困難であると認められるとき。																					
略																							

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。